

事業実施に関する基本ルール

平成15年12月15日

特定非営利活動法人 東京いのちのポータルサイト

理事長 安井潤一郎

(趣旨)

当法人が事業実施に伴う責任を明確にし円滑な実施を目的に、この基本ルールを定めます。何卒ご理解ご協力のほどお願いします。

(手続の流れ)

(1) 当法人の名において事業を実施（主催または共催）しようとするものは、所定の事業計画書及び予算書に記入の上、直近の理事会に上程してください。

その場合理事会開催1週間前までに「事業委員会」にメールにて上程資料を送付し事前チェックを受けてください。「事業委員会」の判断で内容に不備などがある場合は修正指導させて頂く場合がございます。

(2) 理事会で承認後事業実施になります。

(3) 事業終了後は速やかに事業報告書及び事業決算書を理事会まで上程してください。この場合も理事会開催1週間前までに「事業委員会」にメールにて上程資料を送付し事前チェックを受けてください。「事業委員会」の判断で内容に不備などがある場合は修正指導させて頂く場合がございます。

※理事会には担当理事からの上程になりますが、内容について確認させていただく為事業実施責任者あるいは副責任者のいずれかの方にご同席頂けます様お願い申し上げます。

※ 基本的に各事業の余剰金に関しましては当法人の更なる発展の為に繰入れさせて頂きます。ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

■ 事業委員会提出窓口 ・お問合せ先

事業委員会アドレス project@tokyo-portal.info

(事業担当副理事長 瀧澤一郎 taki@tenugui.co.jp)